

優良A型事業所認定制度要綱

(1) 優良A型事業所認定制度について

① 目的

就労継続支援A型事業所の使命は、利用している障害者がいきいきと働き成長を続けることができ、充実した生活の基盤を構築できるサービスを提供することである。さらに、全Aネットでは、A型事業に携わる事業所がA型事業の趣旨をふまえて事業制度を健全に運用し、障害者に適正な仕事と十分な賃金を支払うことができる経営能力を有していることが重要であるとする。このような観点から、A型事業所としての質を保障できる一定の基準を設定し、その基準を満たした事業所を認定する制度を構築し、A型事業所のボトムアップを図り、A型事業所の自発的な改善を促すことを目的とする。

② 応募・申請方式

i. 申請方法

全Aネットホームページよりダウンロードし、認定審査申請書（別紙1）、事業所認定調査票Excelファイル（別紙2）、事業所の経営理念・目標・特色や工夫について（別紙4）の各項目を記入しメールにて申請する。なお、申請時には、「就労継続支援A型事業所におけるスコア表」（全体、実績Ⅰ～Ⅳ及び地域活動実施状況報告書）と「工賃等実績報告書のデータ」を必ず添付すること。なお、事業所認定調査票の説明（別紙3）に調査票に記入時の注意事項を示す。

ii. 評価基準の設定

評価基準を審査委員会において精査する。

iii. 選定過程

ア. 書類審査

書類審査では、5つの評価分野15項目＜健全な事業運営（就労事業収支）、良質な就労の場づくり（賃金水準、労働時間・日数、能力開発・能力向上の取り組み）、事業運営の重点（支援力向上、支援困難者の受入れ等）、労働環境（多様な働き方、社会保険、最低賃金等）、地域社会との関わり（地域共生、情報開示等）＞に関する数値基準・取り組み基準のクリア状況より認定者にふさわしいか否かを審査する。

イ. 実地調査

事業所の実地調査を実施する。なお審査員派遣の交通費等を一部徴収することができる。実地調査では、主に理念の具現化、事業の進化、障害者の自立・成長、人権意識・虐待防止等について確認を行う。また、Zoomによるオンライン調査でも代替可能とする。

iv. 審査委員会による適格性審査および合否の判定

委員による法人または事業所の運営水準の適格性や各種取り組み内容等を総合的に審査し、合否を決定する。審査委員に利益相反が発生する事業所や運営団体の審査には、当該審査委員は加わらない。

v. 認定者の特典

ア. 認定証の交付

イ. 全Aネットホームページでの情報発信（事業所名・取り組み内容の紹介・講評）

vi. 認定の継続

ア. 認定の有効期間は3年

イ. 認定継続を希望する事業所は更新審査を受ける。

(2) 審査委員会について

ア. 構成員：5～6名

イ. 内訳：有識者・就労支援関連団体・全Aネット役員等から選任

※ 事務局は全Aネットが務める。

(3) 調査について

① 書類審査

書類審査は、別紙2 事業所認定調査票（Excel ファイル）の事業所のデータに基づいて行う。調査票（Excel ファイル）の記入にあたっては、シートの回答例および別紙3を参照のこと。

② 実地調査

i. 調査項目

a. 理念の具現化：理念を実現する具体的な方策をとっているか

b. 事業活動の進化：職場環境の改善、生産性の向上や社会変化への対応等、事業活動の改善・進化を続けているか。今後他の事業所のモデルとなるような新しい事業に取り組んでいるか。

c. 障害者の自立・成長：障害者の成長や自立を促進しているか。

d. 人権意識・虐待防止：利用者の権利を擁護しているか

e. 継続性・安定性：長年、就労支援事業に取り組んできたか

f. その他：その他特に評価すべき点(例:仕事の無い事業所に仕事を提供しているなど)

ii. 実地調査採点基準

非常に優れている 5点

優れている 4点

進めている 3点

努力が認められる 2点

意識は認められるが実施されていない 1点

評価できない 0点

制定：2019年12月

改訂：2021年12月

年 月 日

優良 A 型事業所認定制度 認定審査申請書

下記の事業所について、優良 A 型事業所認定審査の申し込みをいたします。

法人名：_____

法人代表者名：_____

<対象事業所>

◇事業所名：_____

◇事業所代表者名：_____

◇所在地：〒_____

【連絡先】

担当者名：_____ 所属部署：_____

所在地：〒_____

電話：_____ FAX：_____

E-mail：_____

優良 A 型事業所認証制度 事業所認定調査票への記入方法及び配点の説明

* 特に指示のない場合、令和 6 年 12 月 1 日現在の状況でご回答ください。

* 入力データを別紙 2 の数値記入欄に記入すると、自動で計算と点数表示を行います。

◇ 健全な事業運営

① 就労事業収支（スコア方式）

- ・入力 厚生労働省スコア方式・項目「Ⅱ生産活動」の点数
- ・配点 スコア点の 1/2.4 を配点
- ・前年度等過去 3 か年度において各年度の収支が赤字でも、賃金総額/生産活動収支（資料提示の上）が 90%程度を達成している場合、達成年度 1 か年につきスコア点に $5 \times 1/3$ 点を加えた加点する（最大 5 点加点）。

◇ 良質な就労の場づくり

② 賃金水準、貴事業所の平均賃金

- ・入力 ア：平均月額賃金

※前年度の利用者 1 人あたりでみた年間賃金総額の月平均の金額をご記入ください。非雇用型を除く。賃金は、基本給、諸手当（賞与、通勤手当、技能・資格手当等）、割増賃金（時間外割増賃金等）をさします。

イ：時給（障害特性により労働時間が短く、アが都道府県別平均以上ではない場合のみ、イで回答）

※平均月額賃金を月の平均労働時間で割ってください。

- ・配点（原則「アの平均月額賃金」を優先）

ア：当該都道府県の都道府県別平均月額賃金以上：10 点

当該都道府県の都道府県別平均月額賃金の 1.2 倍以上の場合：20 点

イ：当該都道府県の都道府県別最低賃金以上：10 点

* アまたはイのどちらの場合であっても、「工賃等実績報告書データ」を添付すること。

③ 労働時間

i. 就労日数

- ・入力 1 週間に 4 日以上就かつ 1 日の就労時間が 4 時間以上の利用者数
- ・配点 上記の条件の利用者の実員に対する割合が 50%以上であれば 10 点を配点。

ii. 労働時間（スコア方式）

- ・入力 厚生労働省スコア方式・項目「Ⅰ労働時間」の点数
- ・配点 スコア点の 1/4.5 を配点

④ 能力開発・能力向上への取り組み

i. 事業所の取り組み

- ・入力 下記のアからオまでの利用者の能力開発や能力向上への取り組みについて、事業所で実施している項目数
 - ア. 法人で直接職業訓練メニューを実施している
 - イ. 法人外部に委託して職業訓練メニューを実施している
 - ウ. 資格取得や昇格を制度化している
 - エ. 資格や能力に応じた昇給を制度化している
 - オ. 障害に配慮したマニュアルや治具を整備している
- ・配点 実施項目数に応じて点数を配点（根拠資料を実地調査時に確認させていただく場合があります）。
 - <配点> 2項目以上：10点、1～2項目：5点、0項目：0点

ii. 利用者の知識・能力向上（スコア方式）

- ・入力 厚生労働省スコア方式・項目「Ⅶ利用者の知識・能力向上」の点数
- ・配点 スコア点の1/2を配点

◇ 事業運営の重点

⑤ 支援力向上

i. 支援力向上（スコア方式）

- ・入力 厚生労働省スコア方式・項目「Ⅳ支援力向上」の点数
- ・配点 スコア点の1/3を配点

ii. 全Aネット主催研修会への参加回数

- ・入力 昨年度または直近において、全Aネットが主催する研修会への参加回数
- ・配点 2回以上参加している場合に5点（参加実績をエクセル表の下部記入欄に記入）

⑥ 支援困難者の受入れ

- ・入力 アからウの支援困難者について、それぞれに該当する利用者数（重複回答可）
 - エは、1人の場合には1を、2人以上もしくは1人でも障がい者の場合には2を記入
- <入力数値より自動で実員等に対する割合を計算し、自動で基準以上か判定します>

項目	支援困難者のカテゴリー	判定基準	カウント数
ア	年金1級受給者の人数	実員の30%以上	1カウント
		実員の50%以上	2カウント
イ	障害程度区分2以上または精神障害者手帳2級以上の人数	実員の30%以上	1カウント
		実員の50%以上	2カウント
ウ	職業的重度判定者の人数	実員の20%以上	1カウント
		実員の40%以上	2カウント
エ	出所者が1人の場合には1を、2人以上もしくは1人でも障がい者の場合には2	1の場合	1カウント
		2の場合	2カウント

- ・配点 アからエのカウント数の合計に応じて配点
 <配点> 5カウント以上：15点、3～4カウント：10点、1～2カウント：5点、
 0カウント：0点

⑦ 一般就労への移行

- ・入力 過去3年間の一般就労への移行者が合計人数
- ・配点 5名以上：15点、3～4名：10点、1～2名：5点、0名：0点

◇ 労働環境

⑧ 就業規則・給与規定

- ・入力 雇用契約を締結している利用者を対象とした就業規則と給与規程の両方ともあるか否かについて、有が1、無が2をご記入ください。
- ・配点 両方ともある場合、5点を配点

⑨ 多様な働き方

- ・入力 厚生労働省スコア方式・項目「Ⅲ多様な働き方」の点数
- ・配点 スコア点の1/3を配点

⑩ 社会保険加入状況

- ・入力 社会保険に加入している利用者数（＊社会保険は、健康保険と厚生年金保険を指す）
- ・配点 利用者数の実員に占める割合が30%以上の場合、5点を配点

⑪ 減額特例制度の適用状況

- ・入力 令和6年12月1日現在、在籍している利用者において、最低賃金の減額特例制度を適用している利用者の有無について、有が1、無が2をご記入ください。
- ・配点 減額特例制度を適用者がいない場合、5点を配点

⑫ 満足度把握

- ・入力 過去3年度において利用者を対象とした仕事や支援等に対する満足度等の把握の有無について、有が1、無が2をご記入ください。
- ・配点 把握している場合、5点を配点

◇ 地域社会との関わり

⑬ 企業の連携

- ・入力 厚生労働省スコア方式・項目「Ⅴ地域連携活動」の点数
- ・配点 スコア点の1/2を配点

⑭ 地域共生

- ・入力 地域の自治体、住民組織等との連携等や他のA型やB型事業所等との連携の有無について、有が1、無が2をご記入ください。
- ・配点 連携がある場合、5点を配点

⑮ 情報開示

- ・入力 以下のアからウの項目すべてを事業所のホームページで公表しているか否かについて、有が1、無が2をご記入ください。
 - ア. 貸借対照表、事業活動計算書(損益計算書、正味財産増減計算書等を含む)、就労支援業事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書
 - イ. 主な生産活動の内容
 - ウ. 平均月額賃金
- ・配点 すべて公表している場合、5点を配点

*厚生労働省スコア方式・項目「Ⅵ経営改善計画」の点数(－50点)に関しては、経営改善計画の提出義務を実行しないのは優良事業所に該当しないため、評価項目に採用しない。

【事業所の経営理念・目標・特色や工夫について】

* 以下は実地調査を行う上で事前に把握したいため、お聞きするものです。回答可能な範囲でお答えください。

- (1) 貴事業所の経営理念や目標について、簡潔にお書きください。

--

- (2) 貴事業所のA型事業の運営方針としては、どのようなタイプのA型事業をめざしていますか？もっともあてはまる選択肢を1つ選び番号に○をつけてください。

1. 生涯就労型（障害のある人に、一定水準の賃金を保障し、長く働き続けることのできる事業所）
2. 一般就労移行型（一般就労への移行を重視し、促進する事業所）
3. ソーシャルファーム型（A型事業の対象とならない多様な働きづらさを抱えた者を、積極的に受入れるくダイバーシティ就労＞事業所）
4. その他のタイプ（ ）

- (3) 貴事業所において、事業所の目的を達成するための取り組みにおいて、もっとも貴事業所の特色が現れている取り組みやもっとも工夫している点について、簡潔にお書きください。

--

- (4) 貴事業所では、市場の変化等に対応して、生産活動をどのように進化・変化させているのか、簡潔にお書きください。

--

- (5) 貴事業所では、働いている障害者の自立・成長のために、どのような点に力を入れ、工夫しているのか、簡潔にお書きください。

--

- (6) 貴事業所では、支援者の人権意識の確立や虐待の防止のため、どのような取り組みをしているのか、簡潔にお書きください。

--

- (7) 他に貴事業所としてPRしたい点があればご自由にご記入ください。

--